

食品残さ等利用飼料に係る各種ガイドラインについて

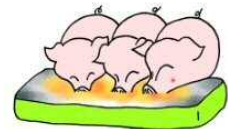
食品残さ等を利用して製造される飼料については、飼料の安全性の確保や家畜衛生及び牛海綿状脳症(BSE)発生防止の観点から、以下のようなガイドラインが示されています。

食品残さ等利用飼料を家畜へ給与している農家のみなさまにおかれましては、当ガイドラインを御一読いただき、飼料の管理・使用体制について見直しをお願いします。

◆ 食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン

- **かびの発生や腐敗等**が認められるものは使用しないこと。
- **生肉等**が混入している可能性のあるものは、**加熱処理(70℃で30分以上または80℃で3分以上)**した後に使用すること。混入の可能性がない場合でも、病原微生物による汚染防止のため、適切な温度で加熱して使用すること。
- 動物由来たん白質を含む飼料は、豚または家きん以外に使用しないこと。
- カラスやハエ等から隔離し異物混入を防止するため、紙袋やトランスバック等の**密閉容器**に保管すること。
- 搬入された飼料は、速やかに使用すること。
- **飼料の使用記録(帳簿)**をつけること。項目は以下のとおり。

- ① 飼料を使用した年月日
- ② 飼料を使用した場所
- ③ 飼料を使用した家畜等の種類
- ④ 飼料の名称
- ⑤ 飼料の使用量
- ⑥ 飼料を購入した年月日及び購入先の氏名又は名称



＜帳簿の保存期間＞
ブロイラー：2年間
採卵鶏：5年間
豚：2年間
牛：8年間

◆ 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

- B飼料を反すう動物(牛、めん羊、山羊、しか)へ給与しないこと。
- A飼料中にB飼料が混入しないよう、飼料の分別保管や専用の給餌用具を使用すること。

※ A飼料とは？ → 反すう動物に給与される可能性があるものとして、動物由来たん白質が混入しないように取り扱う飼料

※ B飼料とは？ → A飼料以外のもの。

各ガイドラインは、以下のURLからご覧いただけます。

・(独)農林水産消費安全技術センター : http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/18_6074.html

・農林水産省 : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/index.html>